

会 議 記 録

会議名 決算特別委員会

開催日 令和3年9月22日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時08分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 内 海 まさかず 小久保 かおる

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

永 田 武 志 福 富 善 明 広 瀬 義 明

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

松 本 喜 一 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

中 島 克 訓 天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 なし

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

主 査 岩 川 成 生 主 事 齊 藤 千 明

令和3年第6回栃木市議会定例会
決算特別委員会議事日程

令和3年9月22日 午前10時開議 議 場

- 日程第1 認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度栃木市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

◎開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第1号～認定第7号の各分科会分科会長報告、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までの認定7件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、8月27日の当委員会においてそれぞれ所管の分科会に送付されたものであります。このほどそれぞれの審査が終了しましたので、各分科会長の報告を求めます。

初めに、総務分科会分科会長、中島克訓委員。

〔総務分科会分科会長 中島克訓君登壇〕

○総務分科会分科会長（中島克訓君） おはようございます。決算特別委員会総務分科会長の中島克訓であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月6日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、総合政策部所管についてであります。審査の過程では、ふるさと応援寄附金に関し、令和元年度決算と比べ寄附金が増えた要因を質したのに対し、地元企業であるサントリースピリッツ株式会社のアルコール飲料や、地元特産のウナギのかば焼きを返礼品として希望する方が非常に多かったことが主な要因として挙げられるとの答弁がありました。

また、ふるさと応援寄附事業費に関し、インターネットシステム使用料が増額となった理由を質したのに対し、ふるさと納税の寄附件数と金額が増えたことにより、その処理に要する決済システム使用料が増えたためであるとの答弁がありました。

また、外国人住民支援事業交付金に関し、外国人に対する新型コロナ感染症対策への対応状況を質したのに対し、日本語による情報提供では十分な理解が得られないことから、それぞれの国の言葉に翻訳したチラシの作成や、新型コロナウイルスに関する相談窓口を開設するなど、外国人にも

分かりやすい情報提供に努めているところであるとの答弁がありました。

また、被災者住宅復旧支援事業費補助金に関し、補助件数を質したのに対し、半壊世帯に対する件数が416件、一部損壊世帯に対する件数が115件であるとの答弁があり、これを受けて、未完了となっている工事件数を質したのに対し、令和2年度末時点において4件分が未完了となっていることから、今年度に繰り越したところである。そのうち3件については、工事の進捗状況により年度末までに完了することができなかったものであり、残りの1件については、家庭の事情により工事が未完了となっているものであるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、経営管理部所管中、本庁舎空調機器改修事業費に関し、改修規模を質したのに対し、本庁舎全体の空調機器について改修するものであるとの答弁があり、これを受けて、設計業務委託で算出された工事価格を質したのに対し、設計価格については約3,800万円であるとの答弁がありました。

また、市有土地売却収入に関し、土地売却の実績を質したのに対し、一般競争入札での公売が6件、随意契約によるものが3件であり、売却価格については約4,700万円であるとの答弁があり、これを受けて、今後の売却の見通しを質したのに対し、市有地の売却については、今年度の売行きもよいことから、今後の傾向としては増えてくるものと思われるとの答弁がありました。

また、都市計画税に関し、滞納に対する取組状況を質したのに対し、都市計画税は固定資産税と併せて課税となっており、納期限が過ぎたものについては、督促状や催告書を送付して納付を促している。それでも納付されない場合には財産調査等を実施し、その財産を差押えの上、換価する形で歳入確保に努めているとの答弁があり、これを受けて、都市計画税の不納欠損額を質したのに対し、令和2年度の不納欠損額は約319万7,000円であるとの答弁がありました。

また、大澤基金積立金に関し、資産の保有状況を質したのに対し、令和2年度末において基金への積立金が約9億2,700万円、また不動産として東京都内に2,720平方メートルの土地を保有している状況であるとの答弁があり、これを受けて、土地の貸付収入を質したのに対し、年間約890万円であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、地域振興部所管中、地域づくり応援補助金に関し、前年度決算に比べて減額となった理由を質したのに対し、各まちづくり実働組織において年間事業計画を立てていたが、コロナ禍の影響によりやむを得ず事業を中止しなければならない状況が続いたため補助金の支出が減ったと認識しているとの答弁があり、これを受けて、まちづくり実働組織に対する市の関わり方を質したのに対し、まちづくり実働組織は、地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした活動に自主的に取り組んでいただく組織であり、地域会議と連携を取りながら、市としても事業実施に伴う補助金や活動について、困り事などがある場合には相談に乗るなど積極的に支援していきたいとの答弁がありました。

また、伝建地区拠点施設整備事業費に関し、大型事業の見直しに伴う本事業の方向性を質したのに対し、当初の計画では既存の特定の伝統的建造物以外にも新築の計画があったが、その部分については、できる限り見送る方向で考えている。一方、劣化が進み危険な状態にある必要のない建物については解体を進めていきたいとの答弁があり、これを受けて、本拠点施設整備は伝建地区の活性化を図るために必要不可欠なものであり、最少の経費で最大の効果が上がるよう引き続き取り組んでいきたいとの要望がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、消防本部所管中、消防団員人件費に関し、消防団員の人数を質したのに対し、1,108名であるとの答弁がありました。

また、災害時などにおいて一度も出場していない団員にも報酬は支払われるのかと質したのに対し、消防団員の報酬については、全団員に対して役職に応じた金額を支払っている。なお、災害時に出動した団員には、報酬とは別に費用弁償として出場手当が支給されているとの答弁があり、これを受けて、消防車両の更新など毎年多くの予算が必要となる中で、仮に一度も活動していない団員がいた場合の報酬の支払いについては疑問が残る。今年度から消防団の組織が見直され、団員数も減員となったが、引き続き人口の減少や災害の状況を見極めながら適正な人数について検討をお願いしたいとの要望がありました。

また、消防ポンプ自動車等購入事業費に関し、市内自動車メーカーの利用を質したのに対し、令和2年度に購入した車両は軽タイプの可搬積載車であるが、指名競争入札において7者参加があり、そのうち5者が市内の業者であった。この軽デッキバンタイプの車両の製造や販売については、2つのメーカーが取り扱っており、この仕様書を基に市内の業者5社から参加があったというものであるとの答弁があり、これを受けて、今後も3.5トン未満の車両の更新時期を迎えると思うが、引き続き市内自動車メーカーの利用を検討したいとの要望がありました。

また、消防施設維持管理費に関し、不動産賃借料の内容を質したのに対し、主に消防団の機械器具置場として借りているものであり、箇所数については、栃木地域8か所、大平地域4か所、藤岡地域2か所、西方地域2か所、岩舟地域4か所であり、都賀地域についてはゼロという状況であるとの答弁があり、これを受けて、今後の借地物件の方向性を質したのに対し、消防団の組織再編に伴い今後廃止となる機械器具置場があるが、基本的に不動産賃借料が発生している器具置場を優先して解体し、賃貸借契約の解約をしていきたいと考えている。また、借地から市有地などへの移転については、器具置場の規模や車両の維持管理等を考慮しながら検討していきたいとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

なお、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管の質疑はありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会総務分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷育造君） 次に、民生分科会分科会長、氏家晃委員。

〔民生分科会分科会長 氏家 晃君登壇〕

○民生分科会分科会長（氏家 晃君） 決算特別委員会民生分科会長の氏家晃であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月7日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定5件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、生活環境部所管についてであります。審査の過程では、人権・男女共同参画課一般経常事務費に関し、定期刊行物の内容を質したのに対し、解放新聞、部落解放の狭山パンフ、地域と人権、部落解放新聞中央版及び県連版であるとの答弁があり、これを受けて、人権関係以外に男女共同参画関連の刊行物は購入していないのかと質したのに対し、定期購読ではないが、国、県で発行している冊子を講読しているとの答弁がありました。

また、男女共同参画推進事業費に関し、広報費の内容を質したのに対し、男女共同参画地域推進員が編集委員となり、広報紙「きららとちぎ」を年1回作成の上、全戸配布しているとの答弁があり、これを受けて、人権に関する予算に対し、男女共同参画関連の予算が極端に少なくないかと質したのに対し、指摘のとおり毎年横ばいの状況である。金額的なバランスについては、もう少し何とかしたいと思っているとの答弁がありました。

また、環境美化対策事業費に関し、看板の作成状況を質したのに対し、啓発用の看板を毎年作成しているとの答弁があり、これを受けて、看板の設置状況を質したのに対し、市民からの申請で貸し出している状況である。破損した場合は交換することもあるが、市内における総設置箇所数は毎年増加しており、実際の設置箇所については把握していないとの答弁があり、さらにこれを受けて、相当な数の看板が市内に設置されていると思うので、一度確認していただきたいとの要望がありました。

また、個人番号カード交付事業費に関し、交付件数を質したのに対し、昨年度の交付件数は1万8,104件である。また、これまでの交付総数は3万6,593件であり、交付率は22.87%となっているとの答弁があり、これを受けて、対前年度比で何枚増えたのかと質したのに対し、令和元年度に交付した枚数は3,553枚なので、約1万5,000枚増えているとの答弁があり、さらにこれを受けて、増加した要因を質したのに対し、国の消費活性化策であるマイナポイント事業の効果だと考えているとの答弁がありました。

また、重度心身障がい者医療費助成事業費に関し、対象者を質したのに対し、身体障がい者1、2級の方、療育手帳A1、A2を持たれている方、身体障害者手帳の3、4級でIQが50以下の重複障がいの方であるとの答弁があり、これを受けて、精神障がい者は対象から外れているのかと質したのに対し、そのとおりであるとの答弁があり、さらにこれを受けて、今後の方向性を質したの

に対し、新聞報道にもあるとおり、精神障がい者の1級を県の補助対象として加える話があり、現在その方向で進めているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、保健福祉部所管中、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費に関し、事業の内容を質したのに対し、手帳の交付対象とならない軽度または中度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入費の一部を助成する事業であるとの答弁があり、これを受けて、対象人数を質したのに対し、人数の把握はできていない。補聴器の購入や修理の件数でカウントしており、昨年度は購入が4件、修理が6件あったとの答弁がありました。

また、成年後見センター運営委託事業費に関し、委託の内容を質したのに対し、サポートセンターでの相談、制度啓発用の講演会の企画及び市民後見人の養成講座などを実施していただいているとの答弁があり、これを受けて、事業の進捗状況を質したのに対し、市民後見人の育成については、初任者研修等も終わり、フォローアップ研修の段階に入っており、15名の方に3日間の研修を行った。今後については、市民後見人が市社会福祉協議会の法人後見を手伝いながら現場を知っていたら、市民後見人として一本立ちしてもらおう予定であるとの答弁がありました。

また、障がい者相談支援事業費に関し、障がい者の一人暮らし体験事業の実績を質したのに対し、コロナの関係で利用者とともに家族、事業所がかなり控えた傾向があった。利用された1人の方は、1泊2日を3回利用されているので、利用頻度はよかったと思うとの答弁があり、これを受けて、利用者についての感想を質したのに対し、家族と本人ともに環境が変わったことに対する適応と、いざ1人になったときの心構え、また気持ちの持ちようの変化が印象に残っているとの答弁があり、さらにこれを受けて、関係団体への周知方法を質したのに対し、自立支援協議会のワーキンググループで制度の内容等について常に検討させていただいており、周知については問題なかったと考えているが、思ったよりも利用実績につながらなかったと捉えているとの答弁がありました。

また、予防接種事業費に関し、風疹の追加的対策についての周知方法を質したのに対し、令和元年度から3年度までの事業のため重点的に進めており、コロナの影響もあり受診率は伸びていないが、今年度が助成の最後の年度となるので、再度未受診者に受診勧奨の通知を送付する予定であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、こども未来部所管中、要支援児童健全育成事業費に関し、事業の内容を質したのに対し、ネグレクトなどの家庭で養育が困難な子供に対して、日常的な生活習慣等を身につけてもらうために、一時的に子供の居場所を設け、子供の健全な成長や自立を支援するための事業であるとの答弁があり、これを受けて、決算額の推移を質したのに対し、本事業の管理運営については委託しており、主な内容は、そこで働いている職員の人件費や施設の管理経費となることから、毎年の決算額にあまり変動はなかったとの答弁があり、さらにこれを受けて、今後の利用増加への対応を質したのに対し、利用者が増えてきたことから、今年度新たに施設を1か所増設したところである。2か所合わせれば利用人数はまだ十分増やせる状況であるとの答弁がありました。

また、学童保育事業費に関し、予算書と決算書の記載項目の差異を質したのに対し、基本設計業務は行わず、実施設計業務を行ったとの答弁があり、これを受けて、事業を進める際にはそごがないよう、本来なら取るべき段階を踏んで、議員に対してきちんと事業内容の説明をしていくべきではないかと質したのに対し、指摘のとおりきちんと説明をしながら進めていきたいとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第2号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、傷病手当金支払経費に関し、支払いの実績を質したのに対し、この傷病手当金の制度は、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われるために会社等を休み、給与収入が減少した方に支払われるものである。会社などに勤めている方は、基本的に社会保険に入っている方が多いため、対象者自体が少ないと考えるとの答弁があり、これを受けて、申請状況を質したのに対し、申請に来ている方の多くが会社等ではなく市のホームページや広報とちぎを見て問い合わせる方が多いとの答弁があり、さらにこれを受けて、なかなか知られていないところもあると思うので、市もいろいろ工夫をしながら告知するようお願いしたいとの要望がありました。

また、制度が創設された経緯を質したのに対し、傷病手当は、働いている人がけがをして、その間の保障になるので、国民健康保険の場合は基本的にこの制度はないが、コロナの影響で創設されたとの答弁があり、これを受けて、今後制度化する見通しについて質したのに対し、現時点では国からの全額補助で実施しており、今のところ9月末日までの期限になっているが、国から12月末日までの再延長の通知が来ているので、延長していきたいと考えている。補助期間終了後については、今後検討していきたいとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第3号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、普通徴収保険料に関し、未納の方への対応を質したのに対し、後期高齢者医療保険については、基本的に滞納されている方にも短期の保険証を出すことになっているとの答弁があり、これを受けて、受診控えの可能性について質したのに対し、3か月の短期証であるが保険証は出しているの、その方の状況によって受診されると考えており、保険料が支払えないから受診を控えるとは考えていないとの答弁があり、さらにこれを受けて、窓口での負担割合を質したのに対し、1割の負担はしていただくが、普通に受診はできるとの答弁がありました。

次に、認定第4号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、居宅介護サービス給付費に関し、減額補正した理由を質したのに対し、当初予算の見込みよりも利用者が少なかったためであるとの答弁があり、これを受けて、利用者が少なかった要因を質したのに対し、入所者の数に変化はなかったの、施設入所給付費は変わらなかったが、居宅介護サービス費に関しては通所あるいは訪問となることから、緊急事態宣言等の発令により利用を控える方が出てきて少なくなったと推察しているとの答弁がありました。

また、介護予防・生活支援サービス事業費に関し、生活支援サービス事業費（配食）が増えている理由を質したのに対し、コロナの影響でデイサービスの利用を控え、自宅で過ごすことが多くなったことにより、配食を利用する方が増えたのではないかと考えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第5号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。本案については質疑がありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会民生分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷育造君） 次に、産業教育分科会分科会長、針谷正夫委員。

〔産業教育分科会分科会長 針谷正夫君登壇〕

○産業教育分科会分科会長（針谷正夫君） 決算特別委員会産業教育分科会長の針谷正夫であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月8日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、産業振興部・農業委員会事務局の所管についてであります。審査の過程では、観光農園施設整備等資金貸付金元利収入に関し、貸付利子のみの返済となっている理由を質したのに対し、観光農園施設整備等資金貸付要綱において、貸付金の据置き期間が4年となっていることや、支払うことが著しく困難になったときは、元金返済を猶予することができるという規定に基づいた措置であるとの答弁がありました。

また、6款1項3目農業振興費に関し、他の項目と比較して不用額が多い理由を質したのに対し、主に負担金、補助金及び交付金の不用額が多い状況となっているが、これは国庫補助事業において3月まで補助申請の受付が可能であることから極力減額は行わず、農業者への支払いに備えた結果であるとの答弁があり、これを受けて、予算執行スケジュールをしっかりと組んでいただき、農業者が発展できるような事業展開をお願いしたいとの要望がありました。

また、農振センター施設管理費に関して、本施設は老朽化が進んでいるが、改修等を行う予定はないのかと質したのに対し、現在統合も含めた施設の在り方を検討しているが、引き続き修繕に必要な予算を計上の上、施設の維持管理に努めていきたいとの答弁がありました。

また、畜産振興補助事業費に関し、決算の内容を質したのに対し、鳥インフルエンザ対策のために市内養鶏農家に石灰とネットを配布する事業を畜産振興協議会に委託の上、実施した。また、牛の共励会に出荷した農家への負担金や畜産協議会に団体育成補助金を支出したものであるとの答弁があり、これを受けて、養鶏農家の把握方法を質したのに対し、法律により家畜を飼育している農家は県に届出を行わなければならないことから、県南家畜衛生保健所から情報提供を受けていると

の答弁がありました。

また、商工費の新型コロナウイルス関連事業に関し、融資等の利用状況を質したのに対し、中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金については、新規の申請が281件あり、融資金額は18億2,620万円となっている。新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金積立金については1,216件の利子補助の申請があり、5年間で3億9,773万1,564円の利子となっているとの答弁がありました。

また、緊急経済対策支援補助金に関し、事業内容と支給件数を質したのに対し、昨年1年間でいずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満で減少した中小企業に対して10万円の補助金を交付したものであり、18件の支給を行ったとの答弁がありました。

また、企業立地促進事業費に関し、事業内容を質したのに対し、令和2年度中に各企業が支払った固定資産税、都市計画税において、該当する部分の税額について立地奨励金としてそれぞれ交付するものであり、令和2年度については15件で、17社に対して支払いを行ったとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、教育委員会事務局所管中、学校業務適正化事業費に関し、事業内容を質したのに対し、先生の働き方改革ガイドラインの概要版を作成し、学校運営協議会、PTA役員及び全教職員に対して配布を行ったとの答弁があり、これを受けて、昨年度の実績を質したのに対し、臨時休業の影響があるため単純に比較はできないが、月80時間以上の過労死ラインを超えて勤務する教職員の割合が、令和元年度の37.5%から8.8%まで低下したとの答弁があり、さらにこれを受けて、労働時間を少なくするための具体的な取組を質したのに対し、休日夜間の留守番電話の対応やタイムカードの導入に加え、スクールサポートスタッフ及び部活動指導員の配置を行うなど、複合的な取組を実施したとの答弁がありました。

また、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費に関し、事業内容を質したのに対し、昨年度は市内小中学校にオリンピック・パラリンピアンを招いての講演を中心に実施したとの答弁があり、これを受けて、東京パラリンピックにおいて、栃木市出身の大谷桃子選手がメダルを獲得したこともあり、今後も児童生徒とメダリストの交流の場を設けていただきたいとの要望がありました。

また、小野寺小学校スクールバス運転業務委託費及び会計年度任用職員人件費（学校施設課）に関し、事業内容を質したのに対し、小野寺小学校のスクールバスについては、業務委託の上、事業を実施している。そのほかの学校については、技能員や再任用職員、会計年度任用職員が市有バスを運転している状況であるとの答弁があり、これを受けて、小野寺小学校のみが委託となっている理由を質したのに対し、小野寺小学校は統廃合によってできた学校であるため、国の補助事業を活用して業務委託しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、補助の内容を質したのに対し、僻地児童生徒援助費等補助金として、統合から5年間にわたり4キロメートル以上を登下校する児童に対して支給されるものであるとの答弁がありました。

また、小学校就学援助事業費に関し、昨年度決算と比較して減額となった理由を質したのに対し、臨時休業により給食が提供されなかったことや、修学旅行の予定地が遠方から近隣に変更になるなど、実際の給付額が下がったことが要因である。なお、支給人数については昨年度より若干増えている状況であるとの答弁があり、これを受けて、支給人数の上限を質したのに対し、令和元年度は、小学校が596人、中学校が332人であり、令和2年度は、小学校が598人、中学校が341人となっている。小中学校いずれも若干増えているとの答弁があり、さらにこれを受けて、援助を受けている児童生徒の割合を質したのに対し、小中学校合計での令和元年度の割合は8.09%であり、令和2年度の割合は8.32%であったため0.23%増加しているとの答弁がありました。

また、おおひら歴史民俗資料館管理運営費に関し、指定管理者制度から直営に変更した効果を質したのに対し、指定管理者制度を導入していた際には7名体制であったが、直営にしてからは6名で運営していることもあり、経費を抑制する点において効果があったとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会産業教育分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷育造君） 次に、建設分科会分科会長、永田武志委員。

〔建設分科会分科会長 永田武志君登壇〕

○建設分科会分科会長（永田武志君） 決算特別委員会建設分科会長の永田武志でございます。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月9日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定3件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、都市建設部所管についてであります。審査の過程では、都市公園等占用使用料に関し、昨年度よりも減額となった理由を質したのに対し、工事現場の仮設事務所等の件数が減ったためであるとの答弁がありました。

また、市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）に関し、拡幅工事の内容を質したのに対し、片側に歩道を設置する改良工事と下層路盤までの舗装工事を実施したとの答弁があり、これを受けて、用地買収の進捗状況を質したのに対し、県道蛭沼川連線との接続予定部分の地権者と交渉中であり、用地の取得には至っていないとの答弁がありました。

また、市道2135号線交通安全施設整備事業費（藤岡大前本郷）に関し、設計業務の内容を質したのに対し、蓮花川に架かる橋りょうの詳細設計を実施したとの答弁がありました。

また、市道61268・61262・61251号線道路改良事業費（岩舟静）に関し、物件移転等補償金の支払件数を質したのに対し、用地取得に伴う物件の移転が2件、工事に伴う電柱等の移転が2件であ

るとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、上下水道局所管についてであります。審査の過程では、浄化槽設置補助事業費に関し、浄化槽の規模ごとの交付実績を質したのに対し、5人槽が85基で2,822万円、7人槽が46基で1,904万4,000円、10人槽が5基で274万円である。また、単独浄化槽の撤去が20基で200万円、敷地内処理装置が27基で270万円であるとの答弁がありました。

また、雨水貯留・浸透施設設置補助事業費に関し、申請件数を質したのに対し、雨水浸透槽が2件で9万1,000円、雨水貯留槽が5件で8万2,000円であるとの答弁があり、これを受けて、施設の設置効果を質したのに対し、個人宅への設置となるため、1件ずつでの効果は薄いですが、設置世帯数が多くなれば雨水の流出が多少なりとも削減されるので、効果が出てくるものと考えているとの答弁があり、さらにこれを受けて、今後の補助金の周知方法を質したのに対し、これまでも広報とちぎやホームページで周知しているが、申請件数が少ないので、チラシの配布等も検討し、PRに努めていきたいとの答弁がありました。

次に、認定第6号 令和2年度栃木市水道事業会計決算の認定についてであります。審査の過程では、老朽管更新事業費に関し、石綿管の更新スケジュールを質したのに対し、現在約9キロメートルの石綿管が残っており、令和3年度から令和5年度までの3年間で布設替えを終了する予定であるとの答弁があり、これを受けて、更新延長数の内訳を質したのに対し、藤岡地域が約3キロメートル、岩舟地域が約6キロメートル残っているとの答弁があり、さらにこれを受けて、石綿管については健康面で心配される方もいるので、令和5年度の完成を目指し、努力していただきたいとの要望がありました。

次に、認定第7号 令和2年度栃木市下水道事業会計決算の認定についてであります。本案については質疑がありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会建設分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（針谷育造君） 以上で各分科会長の報告は終わりました。

ただいまから各分科会の分科会長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了したいと思います。

ただいまから討論に入ります。

白石幹男委員。

〔白石幹男委員登壇〕

○委員（白石幹男君） 日本共産党栃木市議団の白石幹男でございます。市議団を代表してこの決算に対する反対討論を行います。私は、認定第1号、第2号、第3号、第4号の各決算の各認定について反対の立場で討論を行います。

まず、認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和2

年度は、前年度の台風19号による災害からの復旧、復興のさなかに新型コロナウイルスのパンデミックに襲われ、それに加え消費税率の10%への引上げで、市民の暮らしと営業は三重苦という厳しい状況に追い込まれました。新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛、営業自粛、休業要請などにより飲食業や観光業などは深刻な状況となりました。決算から分かることは、売上げ減少が生じている中小企業者に運転資金を融資する中小企業緊急景気対策特別資金の融資が、前年度は融資件数2件、1,200万円だったのに対し、令和2年度は融資件数281件、18億2,600万円にも上り、中小企業の資金繰りが急激に悪化していることを示しているのです。

このような状況の中で、市民の命と暮らし、営業をどう守っていくのかが問われておりますが、決算の状況を見ますと、極めて不十分だったと言わざるを得ません。新型コロナ対策は、国が責任を持って行うべきものでありますが、安倍、菅政権のコロナ対策は、アベノマスクに象徴されるように、科学的知見に立った対策ではなく、対策も後手後手に回り、Go To キャンペーンを推進するなど、感染拡大を抑えるどころか増長させるものであり、菅政権による人災というべきものであります。基礎自治体としては、県からの情報が入らない中で、その対策は手探り状態でありましたが、市民の命を守るという点では、極めて不十分と言わざるを得ません。新型コロナウイルスは、感染しても無症状の人がおり、知らず知らずのうちに感染を拡大させてしまうというのが特徴であります。大規模なPCR検査を行い、早期発見することが感染拡大を抑えることにつながります。本来、国がやるべきことでありますが、それを怠ってきました。国がやらないならば自治体独自でも、いつでもどこでもPCR検査を受けられる体制をつくり上げるべきだったということを目指しておきたいと思っております。

さて、決算の全体を見ると、歳入総額は943億1,700万8,000円、歳出総額が894億4,088万4,000円で、実質収支は46億9,380万4,000円の黒字となりました。財政調整基金は18億5,020万円増額し、決算年度末現在高は約57億円となっているのであります。財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の10%前後であります。36億円程度が適正であり、20億円もオーバーしている状況であります。この基金の一部を取り崩してコロナ対策や少子高齢化対策の拡充に充当すべきだということを目指しておきたいと思っております。

歳入面では、消費税の引上げに伴い使用料、手数料の引上げが行われました。市民の負担増は少額とはいえ、市民生活が大変な状況になっている中での引上げは、市当局の姿勢が問われる問題であり、認めるわけにはいきません。

歳出面での問題点を何点か指摘しておきたいと思っております。まず、マイナンバーカード普及の問題であります。政府は、その普及に躍起になっておりますが、その普及率は栃木市では22.87%であり、3割にも届かない状況であります。普及が進まないのは、国民はその必要性を感じておらず、個人情報漏えいも危惧されているからであります。今後、健康保険証との一体化や運転免許証との統合も計画されておりますが、強制的に普及させることはやめるべきであり、問題の多いマイナン

バーカードは、その是非を問い直すべきであります。

人権対策では、相変わらずその主な支出が同和団体へのものであり、改めるべきであります。最近ではジェンダー平等が叫ばれており、ジェンダー平等推進へとその政策を転換すべきであります。敬老祝金の見直しによって前年度比で2,200万円もの削減となりました。その財源が高齢対策の充実に使われておりません。加齢性難聴者への補聴器購入補助や熱中症対策としてのエアコン設置補助の導入など、現在の高齢者を取り巻く環境の変化に対応した対策にその財源を充てるべきであります。

保育の問題では、正規保育士と非正規保育士の構成比率は42対58で、依然として改善されておりません。自治体は保育に責任を持っています。保育の質の向上を図る上で、また保育士の処遇改善という点からも、正規保育士を増やすことを求めているとお思います。少子化が急速に進んでおります。子育て支援の充実など少子化対策の強化を求めているとお思います。

農業問題では、基幹的農業従事者の高齢化が進み、食料自給率は37%へと低下し、危機的状況であります。この危機を打開するには、自民党農政を転換する以外にありませんが、自治体として農業を守るために最大限の対策を取ることを求めているとお思います。

産業政策では、産業団地を造成し、企業呼び込み型の政策に固執しておりますが、人口減少時代にあって有効な政策とは思いません。企業呼び込みの誘導策である企業立地奨励補助金は、その補助額を回収するには20年もかかるということであり、補助の在り方を見直すべきであります。地域経済の活性化のためには、地域資源を生かした地域内循環型に転換し、中小企業、小規模企業への支援、育成に力を注ぐべきであることを訴えておきたいとお思います。

教育費では、コロナ対策としてGIGAスクール構想が前倒しされ、児童生徒全員にタブレットが貸与されました。ICT教育を否定するわけではありませんが、子供への健康被害や教育格差などが指摘されており、十分な対策を取り慎重に進めるべきであります。経済格差が教育格差になることは許されません。就学援助の拡充を求めているとお思います。

以上、問題点を指摘して一般会計決算に対する討論といたします。

次に、認定第2号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。栃木市では国保の都道府県化が始まる前の年、平成29年度に一般会計からの法定外繰入れをしないこととし、大幅な国保税の引上げを行いました。その後も県の示した標準保険料に従えば国保税を引き下げることが可能であったにもかかわらず、引下げを行わず現在に至っております。この結果、国保の財政調整基金は約21億5,800万円もため込むことになりました。その一方で、国保税は県内でもトップレベルの高い国保税となっております。基金の活用、一般会計からの繰入れをし、国保税を引き下げ、市民の願いに応えるべきであります。均等割、平等割は国民健康保険にしかない制度であります。特に加入者1人当たりにかかる均等割は、子育て世代にとって重い負担であります。オギャーと生まれた赤ちゃんにも即年間4万2,500円もの均等割がかかってくるのであ

り、こんな理不尽なことはありません。子供の均等割の減免制度をつくることを強く求めておきたいと思います。

また、滞納世帯に対し、短期保険証、資格証明書の発行はやめるべきであります。今般、新型コロナウイルス感染症が広がり、診察が遅れば重篤化し、命を落としかねない事態となります。資格証明書の発行は即時中止を求めておきたいと思います。

以上の点を訴えて討論いたします。

次に、認定第3号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける世界的にも例のない悪法であります。2008年の制度導入以来、2年ごとに保険料の見直しが行われ、保険料の値上げが実施されてきました。高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっているのであります。制度導入時に導入された特例軽減が廃止となり、さらに菅政権は来年10月から一定の所得がある高齢者の窓口負担を2割にする法案を強攻成立させました。高齢者に際限のない保険料値上げを押しつけ、国民に負担増を我慢するか医療を受けるのを制限するかを迫るという制度の害悪が本格的に高齢者に襲いかかっている所以であります。差別と保険負担増を強いる後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきであります。国の制度であり、自治体として対応せざるを得ませんが、世界的にも前例のない高齢者いじめの制度は廃止する以外にありません。国に対しきっぱり廃止を決断させる意味を込めて、この決算に反対するものであります。

次に、認定第4号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。介護保険制度が導入されて20年が経過しますが、保険料は導入時の2倍にもなっております。介護サービスはどうかといいますと、総合事業導入による要支援者の保険給付外しや特養ホームへの入所を要介護3以上に限定するなどサービスを削減する一方で、利用料の2割負担、3割負担を導入するなどサービスを利用できない介護保険になってきております。これでは保険あって介護なしと言わざるを得ません。介護事業所も介護人材不足、介護報酬の削減により事業から撤退する動きも出てきており、介護保険そのものが崩壊しかねない事態になってきているのであります。この点を指摘し、高齢者が安心して介護を受けられる介護保険制度への転換を求めて、決算に対する反対討論いたします。

以上、まだまだ言いたいことはありますけれども、執行部がいる前で討論をしたいと思います。

以上で私の討論いたします。

○委員長（針谷育造君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもちまして討論を終了いたします。

ただいまから各案件について順次採決を行います。

初めに、認定第1号 令和2年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（針谷育造君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	茂呂健市	小久保かおる
	氏家 晃	千葉正弘	永田武志	福富善明	広瀬義明
	関口孫一郎	針谷正夫	大阿久岩人	松本喜一	梅澤米満
	福田裕司	中島克訓	天谷浩明		

反対 川上 均 内海まさかず 白石幹男

○委員長（針谷育造君） 賛成多数であります。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（針谷育造君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	茂呂健市	内海まさかず
	小久保かおる	氏家 晃	千葉正弘	永田武志	福富善明
	広瀬義明	関口孫一郎	針谷正夫	大阿久岩人	松本喜一
	梅澤米満	福田裕司	中島克訓	天谷浩明	

反対 川上 均 白石幹男

○委員長（針谷育造君） 賛成多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（針谷育造君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	茂呂健市	小久保かおる
	氏家 晃	千葉正弘	永田武志	福富善明	広瀬義明
	関口孫一郎	針谷正夫	大阿久岩人	松本喜一	梅澤米満
	福田裕司	中島克訓	天谷浩明		
反 対	川上 均	内海まさかず	白石幹男		

○委員長（針谷育造君） 賛成多数であります。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投 票〕

○委員長（針谷育造君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成	森戸雅孝	小平啓佑	浅野貴之	大浦兼政	古沢ちい子
	大谷好一	坂東一敏	青木一男	茂呂健市	内海まさかず
	小久保かおる	氏家 晃	千葉正弘	永田武志	福富善明
	広瀬義明	関口孫一郎	針谷正夫	大阿久岩人	松本喜一
	梅澤米満	福田裕司	中島克訓	天谷浩明	
反 対	川上 均	白石幹男			

○委員長（針谷育造君） 賛成多数であります。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号から認定第7号までの認定3件を一括して採決いたします。

各決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で当委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時08分）